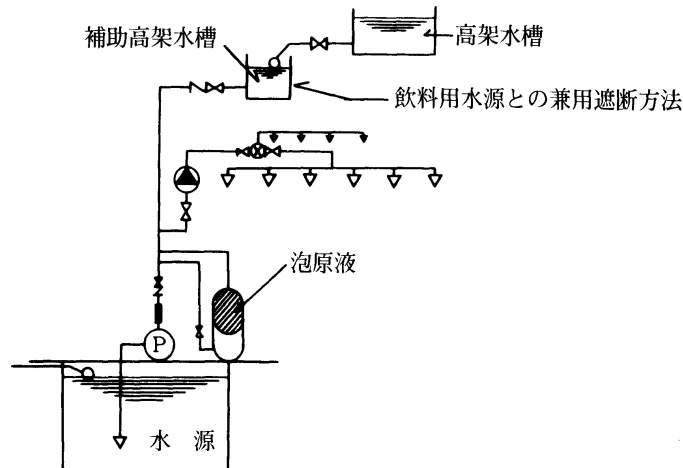


第4 泡消火設備

1 水源

第1 屋内消火栓設備 1 ((5)を除く。)に準ずるほか、次によること。

- (1) 泡消火設備の水源は、消火薬剤の混入を防ぐため飲料用水源（高架水槽を含む。）と接続しないこと。



- (2) 防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置した場合の水源の水量は、両方式を合算した量以上とすること。

2 加圧送水装置

第1 屋内消火栓設備 2 ((3)、(6)及び(8)を除く。)に準ずるほか、次によること。

- (1) 加圧送水装置等は泡消火設備専用とすること。
- (2) 防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置し、加圧送水装置を兼用する場合は、両方式を合算した性能を有するものとする。

3 呼水装置

第1 屋内消火栓設備 3 に準ずること。

4 配管

第1 屋内消火栓設備 4 ((14)及び(19)を除く。)並びに第2 スプリンクラー設備 4 (3)から(7)までに準ずるほか、次によること。

- (1) 一斉開放弁の二次側には、泡ヘッドから散水することなく一斉開放弁の試験ができる弁及び排水管を設けること。
- (2) 一斉開放弁の取付け位置は、その受け持つ放射区画内又はその直近に設けること。

5 同時放射区画

規則第 18 条第 4 項第 5 号に定める一の放射区画は、第 3 水噴霧消火設備 5 に準ずること。

6 泡ヘッド

使用する泡消火薬剤との組合せで所要の性能が確認されているものとする。

## 7 火災感知装置

自動式の火災感知装置は、次によること。

### (1) 標準型ヘッドを用いる場合

ア 標準型ヘッドの標示温度は、摂氏 79 度未満のものとする。

イ ヘッドは、規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号イからハまでに準じて設けること。

ウ ヘッドの取付け高さは、床面から 5 メートル以下とすること。ただし、ヘッドの感度種別が 1 種のものを使用する場合は 8 メートル以下とすることができる。

エ ヘッドは、一の放射区域内の床面積が 15 平方メートル(耐火建築物にあっては、20 平方メートル)以下ごとに 1 個以上備えないように設けること。

オ 配管の末端には、当該放射区画の見通しができ、区画内の火災の影響を受けることなく容易に操作できる場所に、手動弁(ボールコック等)を設けること。

### (2) 自動火災報知設備の感知器を用いる場合

ア 感知器は、規則第 23 条第 4 項に定める基準に準じて設けること。

イ 感知器の種別は、熱式の特種(定温式に限る。) 1 種又は 2 種若しくは差動式分布型の 2 種又は 3 種のものとする。

ウ 感知器の作動と連動して電磁弁が開放した場合は、何らかの復旧操作をしない限り、閉鎖しないものであること。

エ 感知器回路の末端には、当該放射区画の見通しができ、区画内の火災の影響を受けることなく容易に操作できる場所に、手動起動装置を設けること。

## 8 流水検知装置及び自動警報装置

第 2 スプリンクラー設備 8 に準ずるほか、流水検知装置の一次側直近の制御弁は、当該放射区画を経由することなく接近できる共用部分若しくは階段直近等に設け、容易に操作できる位置に設けること。

## 9 起動装置

(1) 固定式の泡消火設備にあっては、第 2 スプリンクラー設備 10 に準ずること。

(2) 移動式の泡消火設備にあっては、第 1 屋内消火栓設備 6 に準ずること。

## 10 移動式の泡消火設備

(1) 令第 15 条 1 項 3 号の「有効に放射することができる長さ」とは、ホースそのものの長さに放射距離の 5 メートルを加えた長さとする。ただし、仕様書等により有効に放水できると認められるものにあつてはこの限りでない。

(2) 規則第 18 条第 2 項第 4 号に規定するノズルからの泡溶液の放射量は、ノズルの放射圧力を 0.35 メガパスカルとしたときの量とすること。

(3) 移動式の泡消火設備の設置できる防火対象物又はその部分は、次に定める各条件に適合するものであること。

ア 外気に接する常時開放の開口部が、階ごとに次の(ア)又は(イ)に定める基準に適合していること。

(ア) 壁面線の長辺の長さが 30 メートル以下の場合、次の a 又は b に適合す

ること。

a 壁面線のうち長辺部分の一面が、次の(a)から(e)までに該当する外気に接する常時開放の開口部（以下「開放開口部」という。）を有するもの。

(a) 開放開口部の上端は、床面から2メートル以上とすること。

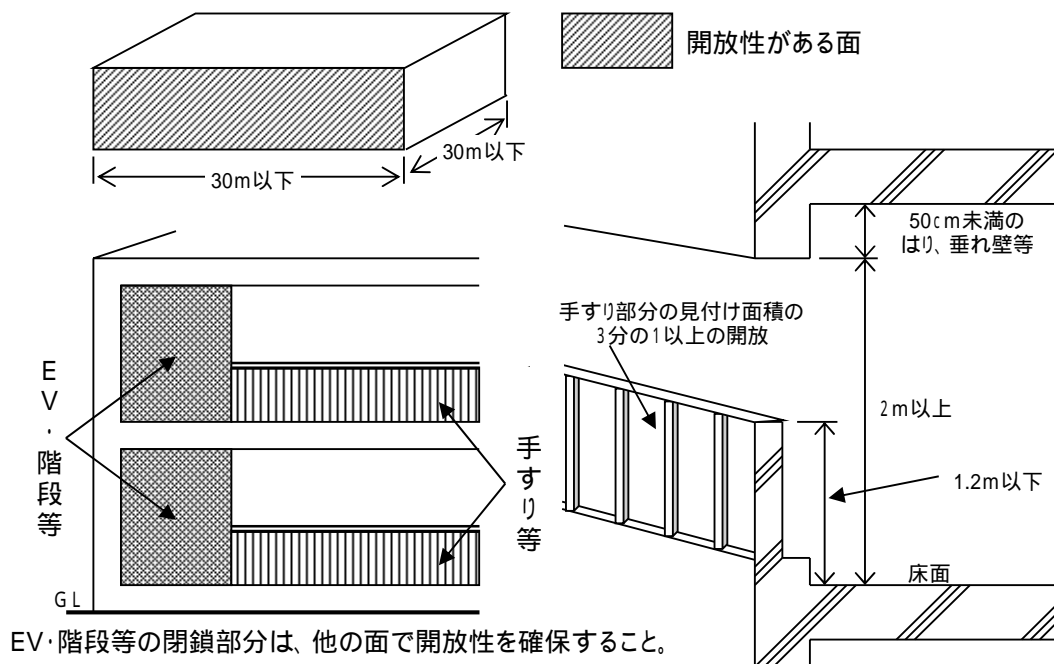
(b) 手すり等を設ける場合は、手すり部分の見付け面積の3分の1以上の開放性を有するパイプ手すり等とすること。ただし、開放性が不足する手すりを使用する場合は、手すり部分の見付け面積の3分の1以上の開放面積を他の面で確保すること。

(c) 手すり等の上端は床面から1.2メートル以下とすること。

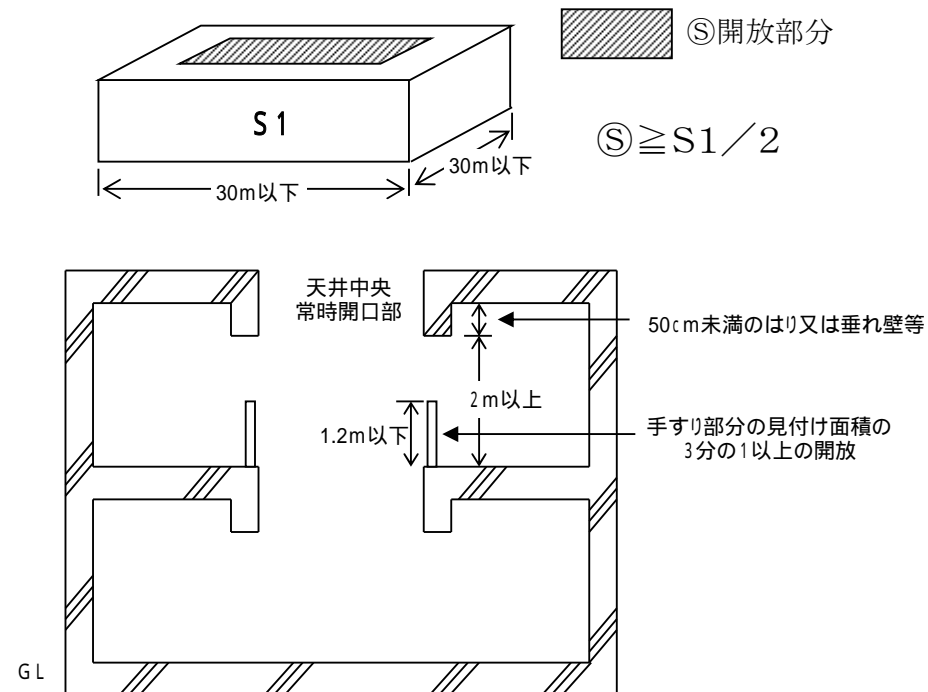
なお、防犯上等の理由により、やむを得ず手すり等の上端からはり、垂れ壁等の下端までの間にフェンス等を設ける場合については、開放性の高いネットフェンス等とすること。

(d) 壁面線のうちエレベーター又は階段等で開放開口部が閉鎖される場合にあっては、その閉鎖された部分相当の開放面積を他の面で確保すること。

(e) 開放開口部には、天井面又は上部床スラブ下面から50センチメートル以上下がったはり又は垂れ壁等を設けないこと。

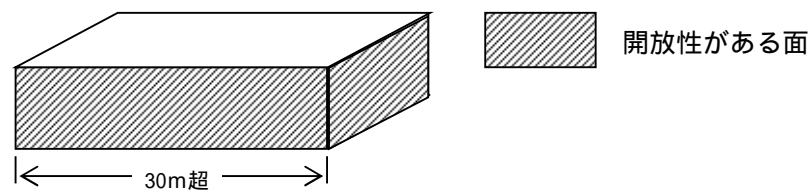


- b 防火対象物の天井中央付近に、壁面線のうち長辺側の壁面積の2分の1以上の外気に接する常時開放の開口部(天井中央付近の常時開放の開口部が複数階にわたる場合、当該中央の吹き抜け部に面する各階の開口部は、開放開口部に準ずること。)を有するもの。

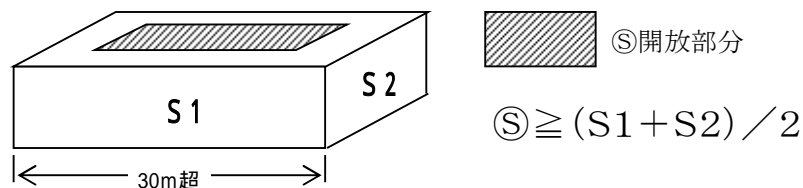


- (イ) 壁面線の長辺の長さが30メートルを超える場合は、防火対象物の各部分から、一の開放開口部までの水平距離を30メートル以下とし、次のa又はbのいずれかに適合すること。

- a 壁面線のうち長辺を含む二面以上が、開放開口部を有するもの。



- b 防火対象物の天井中央付近に壁面線の長辺側を含む二面の壁面積の2分の1以上の外気に接する常時開放の開口部(前記(ア) bに準ずる。)を有するもの。



イ 壁面線の開放開口部で、隣地境界線又は他の建築物等の外壁（以下「隣地等」という。）に面して設けるものであって、壁面線から隣地等までの距離が1メートル未満となる部分については、次の式で算定した値を開放面積とすること。ただし、壁面線から隣地等までの距離が0.6メートル未満の部分は開放面積に算定できない。

$$A1 = 2 I \times L$$

- ・ A2 < A1 の場合、A2 とする。
- ・ A2 = A1 の場合、A2 とする。
- ・ A2 > A1 の場合、A1 とする。

A1：仮想開放面積（㎡）

A2：実開放面積（㎡）

I：壁面線から隣地等までの距離  
ただし、I 0.6m

L：開放開口部の長さ（m）

- (4) 移動式泡消火設備（泡消火栓）の泡の放射は、一のバルブ操作によりできること。
- (5) 移動式泡消火設備を設けた防火対象物は警備員等が常駐すること。ただし、防火対象物又はその部分の直近の関係者等により速やかに対応が可能なものはこの限りでない。

#### 11 泡消火薬剤の貯蔵槽

- (1) 材質は、泡消火剤により腐食等のおそれのないもの又は防食措置を講じたものであること。
- (2) 点検口、掃除口及び充填量確認口（液面計及び検尺棒を含む。）を設けること。
- (3) 呼気弁又は通気管を必要に応じ設けること。
- (4) 貯蔵槽が常時加圧されることにより、ダイヤフラム等に支障が生じるおそれのあるものにあつては、有効な圧抜き措置を講ずること。
- (5) 設置場所は、前記2加圧送水装置の設置場所に準ずるほか、点検及び補修に必要な空間並びに換気、室温、排水等を考慮すること。

#### 12 泡消火薬剤混合装置

混合装置は、使用する泡消火薬剤及び使用ヘッドに整合したものであること。

#### 13 発泡倍率と還元時間

フォームヘッド又はノズルから適正な泡放射ができるとともに、泡の発泡倍率は5倍以上あり、かつ、当該泡の4分の1還元時間は1分以上であること。

14 令第13条第1項及び条例第40条の4に規定する「防火対象物又はその部分」の床面積の算定は、次表によること。

駐車のに供される （供する）部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車する部分</li> <li>・ 車路</li> </ul>
自動車の修理又は整備の 用に供される部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業所</li> <li>・ 点検調整場</li> <li>・ 部品庫</li> <li>・ 修理又は作業を要する車両の駐車場</li> <li>・ 油庫</li> <li>・ 機械室</li> <li>・ 車路</li> </ul>

## 特例基準あり

## 15 機械式駐車場

機械式駐車場(複数の段に駐車できるもの。)に泡消火設備を設ける場合は、前記1から14までによるほか、次に定めるところによること。

- (1) フォームヘッドは、各段とも防護できるように設けること。
- (2) 火災感知装置は、標準型ヘッド(摂氏79度未満)とし、天井等(床ピット内に車両が降下収納されるものにあつては、床ピット内の火災を有効に感知できること。)で感知しやすい部分に取り付けること。
- (3) 駐車のために供する部分の水平投影面積50平方メートル以上を一の放射区画とし、隣接する二つの区画を同時放射できる容量の加圧送水装置を設けること。
- (4) 手動弁は、当該部分の火災の影響を受けることなく、容易に接近できる位置に設けること。
- (5) 地上2段式以外の機械式駐車場には移動式の泡消火設備を設けないこと。

## 16 表示

- (1) 手動起動装置と放射区画との関連を明確にするため、次の識別をすること。
  - ア 一斉開放弁及び手動弁を赤色塗装すること。
  - イ 一の放射区域の手動弁及び泡ヘッドの取付け部分並びに一斉開放弁の放出側の配管をそれぞれ30センチメートル以上同一彩色とすること。ただし、天井仕上げ等により配管が露出しない構造のものにあつては、露出している泡ヘッド部分(網の部分を除く。)等のみ同一彩色とすることができる。
  - ウ 隣接する放射区域は、容易に識別できるよう異なった彩色とすること。
- (2) 混合器及び送液ポンプ等には、送液方向を示す矢印を表示すること。
- (3) 加圧送水装置を設置した場所には、図1の表示を設けること。
- (4) 泡消火設備の消火薬剤貯蔵槽を設置した場所には、図2の表示を設けること。
- (5) 泡消火栓には、図3の表示を設けること。

- 消火設備の概要
- 1 設置場所
  - 2 防護面積
  - 3 ヘッドの種別及び数量
  - 4 放出方式
  - 5 消火薬剤の種別、混入率及び数量
  - 6 加圧送水装置の性能
  - 7 非常電源の種別
  - 8 設置年月
  - 9 施工者名

図1から図3までの文字の  
大きさ及び表示の色は、  
以下のとおり。

文字大きさ : 2 c m角以上  
地色 : 白色  
文字色 : 黒色

図1

- 消火薬剤
- 1 種別
  - 2 混入率
  - 3 薬剤量
  - 4 設置年月

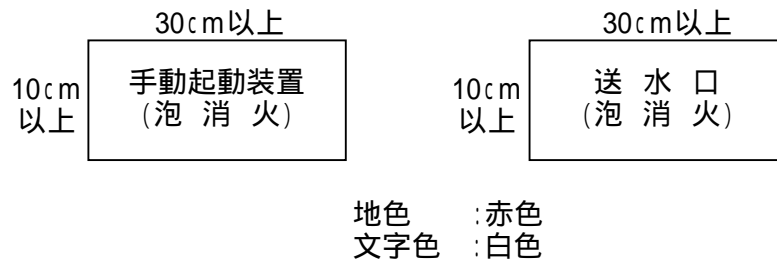
図2

- 使用 方 法
- 1 ホースを延ばす。
  - 2 火災場所を確かめ、1の弁を開く。
  - 3 起動ボタンを押す。
  - 4 その他必要事項

図3

## 第4 泡消火設備

(6) 手動起動装置及び送水口の直近には、次図の表示を設けること。



(7) 表示は、3メートル以上離れた位置から確認できる場所に設けること。

(8) 流水検知装置の直近には、第2スプリンクラー設備 13(1)に準じて表示を設けること。この場合、「スプリンクラー」を「泡消火」に書き換えること。

(9) 配管には、その表面の見やすい箇所に泡消火設備用である旨の表示をすること。

### 17 特定駐車場用泡消火設備

泡消火設備に代えて用いることができる特定駐車場用泡消火設備の設置については、次の省令、告示及び通知によること。

(1) 「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成26年総務省令第23号)

(2) 「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成26年消防庁告示第5号)

(3) 「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用等について」(平成26年12月15日付け消防予第501号)